

令和4年度第1回 堺市地域介護サービス運営協議会 議事要旨

案件1 地域密着型サービス事業所の指定及び運営状況について

■事務局から資料1、参考資料1、参考資料2について説明

原田委員：夜間対応型の訪問介護の事業所がゼロのままだが、ニーズがないのか、もしニーズがあるのであれば、どのように対応されているのか。わかる範囲で教えて頂きたい。

事務局：夜間対応型訪問介護事業所の指定がない件については、新規の事業者の立ち上げ等の相談もない。実際どのように対応しているのかというところは当課で確認するのは難しい。おそらく定期巡回随時対応型訪問介護看護の事業所で需要に対して供給されていると考えている。

牧野委員：定期巡回が3のまま事業所数が増えていない。法人でやりたいところがないのが問題なのかもしれないが、堺市全体で、このサービスがないことにより在宅で生活したくてもできない方が出てくるという現状をお考えいただき、さらにこのサービスを増やすということについて考えていただきたい。定期巡回は、本来ならば介護が重い方に使ってもらいたいが、利用者は軽度の方となっている。市民の方がこういうサービスを知らないということもあるのではないかと。ニーズをきちんと拾っていただきたい。

事務局：定期巡回訪問介護看護事業所は、令和3年度、4年度に公募による募集も行っているが、なかなか応募してもらえない。より参加しやすいように公募の要件の見直しを行い、再公募をしていく準備中。利用者のニーズについては、次期計画作成にあたり調査ができるように検討していく。

武田会長：牧野委員からみて現場のニーズはどうか。

牧野委員：利用をあきらめているケアマネジャーが多いと思う。ケアマネジャーが利用したいと思っても使いづらいという認識があり、サービスの利用を促さないため、利用したいとの意見もあまりない。

案件2 令和3年度地域包括支援センター事業報告について

■事務局から資料2、参考資料、資料2-1について説明

牧野委員：1点目は18ページの後見人について。市民後見人はどのくらい活躍されているのか。2点目は、地域ケア会議の開催状況について。介護支援専門員は、個別レベル会議での関わりが大部分であるが、堺市として個別レベルの地域ケア会議の開催件数101件を妥当と考えているのか。3点目は、地域包括支援センターの令和3年度収支予算・決算について、赤字、黒字の要因はそれぞれ何か。

事務局：市民後見人の登録人数は、86名。うち、実際に活動しているのは、18名。個別レベルの地域ケア会議の件数は、件数としては多くないが、地域ケア会議として位置づけず、ケースカンファレンスなどの形で随時個別に開催している会議もあり、それらが件数に影響していると考えている。地域ケア会議としてなじむものは、地域ケア会議に位置づけるように伝えていきたい。収支について、赤字のセンタ

一は、経験年数の長い職員の人件費の単価の増や、退職された方の人員を確保するための費用の増加が主な要因となっている。黒字の要因は、介護報酬に係るプラン収入の差であると考えている。

牧野委員：市民後見人について、86人も登録者がいるのは心強い。

地域ケア会議は、地域の中で支え合うための肝だと思っている。実際に政策提言というのは難しくても、地域の中でこういうものを作っていこう、という話し合いになることが大切。地域ケア会議の中でよく出てくるテーマは「移動」について。ふれあい喫茶に行きたいが遠くて行けない、という課題を抱えている方がいる。校区福祉委員や民生委員の方が移動の支援を行ってくれる場合もあるが、ボランティアなので、ずっと継続できる支援ではない。地域ケア会議で出た課題を解決するきっかけのようなものがあれば、地域ケア会議の課題についての具現化につながるのではないかと考えている。

地域包括支援センターの収支については、理解した。

事務局：会議を開催し、把握、共有した課題を地域の共通課題として検討し、解決していくという地域ケア会議の仕組みや進め方について、事務局としても引き続き示していきたいと考えている。

西尾委員：地域包括支援センターの収支に関し、介護報酬の予算と決算の差が大体400万円くらいあるが、この内訳はどうなっているのか。

事務局：予算の時点で見込んでいたプラン収入よりも、実際に委託で受けて頂いたプラン等の収入が増えていることで決算額が増えていると見ている。

西尾委員：プラン収入については、地域包括側でコントロールできない数字である。足して引いてプラスが出ているが、その調整ができない部分の金額をどう使っていけばいいのか、という点について、もう少し具体的に示していただいた方がよい。人を雇うにしても急には雇えず、かといって見込んだ収入額が入ってくるかも分からず、どうしても過不足が発生する可能性が高い。今後、センターを運営していく中でこれぐらい余った場合はこう使うなど、目安や方針というものを作った方がよい。

原田委員：総合相談件数が東区だけ極端に下がっているが、東区独自の特徴や対策はあるか。

事務局：東区独自の特徴という観点での聞き取りはできていないが、全体の傾向として、地域活動が減少し、地域の通いの場や民生委員の集まりに包括職員が顔を出す機会が減少している。

原田委員：東区だけが極端に少ないが、もし、手が回ってなくて減少しているのであれば、何か対策を考えないといけな。もし何か対策があつて件数が減っているのであれば問題にすることではないので、そこに問題意識があるかどうかの確認で質問した。

隅田委員：それぞれの地区の高齢者の人数に対する相談件数の割合を見ないと、この資料の数字だけでは低いのか、高いのかという比較はできない。それぞれの圏域の高齢者の資料の提示について、検討していただきたい。

牧野委員：金融機関からの相談の内容はどのようなものか。

事務局：例えば、ある方が何度もお金をおろしに来るなど、認知症の疑いがある方についてのご相談等を頂いている。

牧野委員：データとして挙がってくるものでは中身がわからない。地域の課題がわかるように内容を分かるようにしてもらいたい。

案件3 堺市介護予防・日常生活支援総合事業について

■事務局から資料3について説明

牧野委員：担い手登録型サービスを提供してくれる事業所がたくさんあれば、ケアマネジャーとしても紹介しやすい。事業者数の増加に向けて、一緒に考えられればと思う。新規参入が難しいのであれば、公益性のある社会福祉法人に実施してくれればとも思う。基本チェックリストの期間を3か月から6か月に延長してくれるとありがたい。事業対象者にすることのメリットは、デイサービスを週に2回利用できるということ。ただ、その人が要支援1になると週1回しか利用できなくなるので、このあたりが事業対象者のサービスの使いにくさであると考えている。

武田会長：周知についてはいかがか。

牧野委員：ケアマネジャーからも、基準緩和型サービスを使ったことがない、使い方も分からないと聞く。ケアマネ連絡会が周知の場としては良いと思うが、リーフレットをもらっても、どのように利用するのか、利用することによってその方の生活がどのように変わるのかをイメージできることで利用意識が変わってくると思う。

事務局：周知面に関しては、まだまだ改善の余地があると考えている。利用方法をイメージできるようなモデルプラン、利用した方の実際の成功事例を示しながら、周知をしていきたい。

西尾委員：1事業者の側からすると、要介護者のデイ、要支援のデイ、担い手のデイと、3段階あるが、違いを分けてサービスを提供しているところは少ない。要支援は自立支援がポイントだが、意味を理解し提供している事業所は少ない。事業対象者など、要支援よりも軽度な方への支援となると、提供する側もイメージがわからない。それぞれの段階における機能訓練に関しての取組が弱いように感じている。それを強く打ち出してほしい。オンラインを使って機能訓練をしてもらおうというようなところもあると聞く。これまでにない提供方法も考えてはどうか。

事務局：機能訓練、リハビリや短期集中についても利用率が低く、重度化防止に向けてのリハビリ、機能訓練の周知というのは進めていかないといけないと認識している。

西尾委員：事業所が従来型で指定を受けていることがサービス提供のあり方が不明瞭になる原因となっている。要介護の人も要支援の人も同じ制度の中で申請だけすればサービスを

受けられる、ということもあり、ケアプラン上での意味付けが重要になる。デイサービスで何をやるのかということ、要支援の方に対する支援計画にもっと具体的に盛り込んでいただくことで、事業所も対応できる。そうすれば要支援者に対する取組を要介護者に対する取組とは区別して実施することができていくのではないかと。

隅田委員：市民の方にとって、それぞれのサービスの繋がりが見えない限り、「私は今この段階だからこのサービスを使う」、というイメージはできないと思う。市民の方は、介護保険を使ったら、ケアマネジャーがついて何かサービスを利用する、というイメージしかない。そうならないためにこうするのかというところから、市民の方にご理解いただく必要がある。サービスがないからこそすすめられない。サービス利用者がいないからサービスを作っても同じになる、という矛盾を抱えている。まず、それぞれの段階でこういうサービスが使えるということを市民の方にご理解いただく必要がある。老人クラブの会長さんがフレイルを学び、地域住民に伝えたりしている。周知徹底が大切。

中村委員：どれだけの人が制度を知っているのか、ケアマネジャー、市民も含め、伝えていく方法が難しいのではないかと考えた。